

胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

本仕様書は、技術提案書提出依頼時における仕様書であり、今後、追加又は変更の可能性がります。

1. 業務名

胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託

2. 業務の目的・概要

市では、「胎内市生涯学習施設整備基本構想（以下「基本構想」という）」に基づき、胎内市関沢地内（建設地）に図書館機能・公民館機能・交流スペースを一体的に整備します。各機能が連携することで相乗効果を高め、新たな生涯学習施設のコンセプトは「『つなぎ・育む』情報・文化・交流の拠点」とします。

この施設は、子どもから高齢者まで、地域の多様な人々が集い、学びや体験を通じてお互いにつながり、人と地域がともに育まれる場を目指すものです。

3. 業務の委託期間

① 胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託（基本設計）

契約締結の日から令和9年3月31日

② 胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託（実施設計）

令和9年4月1日から令和10年1月31日

（各種申請・手続業務については、委託期間中に許認可、受理等が完了していること。）

4. 本業務の概要

本業務委託は、以下の基本設計及び実施設計を行うものである。

(1) 胎内市生涯学習施設整備に係る基本・実施設計

整備予定建物は下記のとおりである。

① 生涯学習施設 延床面積 3,500 m²程度

※基本計画は 4,000 m²程度となっているが効率的な平面計画等を行いコンパクトな計画とする事を目指し、設計は 3,500 m²程度とする。

② 屋外付帯施設

③ 上記①から②に係る電気設備一式

④ 上記①から②に係る機械設備一式

⑤ 取付道路※詳細設計にかかる経費は別途とする。

(2) 委託料

本業務契約における契約上限額は、胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託（基本設計）を 92,345 千円（消費税相当額を含む）、胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託（実施設計）を 212,751 千円（消費税相当額を含む）とする。

5. 設計と条件

設計にあたっての与条件は以下のとおりとする。ただし、基本・実施設計の規模(延床面積)については、変更の可能性があるので留意すること。

(1) 敷地の条件

- ① 建設場所 胎内市関沢字倉田 182 番ほか
- ② 敷地面積 10,000 m²程度
※用地面積 約 135,000 m²のうち 10,000 m²程度を敷地として整備する。
- ③ 地域・地区 都市計画区域内 用途地域の指定無し 非線引き
- ④ 防火地域 指定なし
- ⑤ 建ぺい率 70%
- ⑥ 容積率 200%
- ⑦ その他 下水道処理区域外

(2) 施設の条件

- ① 施設の名称 胎内市生涯学習施設
- ② 施設の用途 「図書館」・「公民館」・「交流施設」の機能を持った複合施設
(令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 第十二号 第 1 類及び第 2 類複合用途)
- ③ 施設の延べ床面積(計画面積) 3,500 m²程度
※図書館 2,000 m²程度、公民館等（交流施設含む）1,500 m²程度
- ④ 主要構造・階数 本設計業務委託受託者と協議のうえ決定する
- ⑤ 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号）による耐震安全性の目標については、次のとおりとする。
構造体……………Ⅱ類
建築非構造部材…A類
建築設備……………甲類

(3) 屋外付帯施設の条件

- ① 駐輪場上屋 駐輪場※台数は適宜
- ② その他施設 デマンドタクシー乗り場
- ③ 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126

号)による耐震安全性の目標については、次のとおりとする。

構造体	Ⅲ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

(4) 外構工事の条件

- ① 駐車場台数 100 台程度
- ② 屋外こども広場
- ③ 防災広場 かまどベンチ、マンホールトイレ等
- ④ その他 舗装工事、排水設備工事、植栽工事等
- ⑤ 取付道路 290m 程度を想定 ※詳細設計にかかる経費は別途とする。

(5) 設備の条件

- ① 設備の条件 BEI 値 0.5 以下 (ZEB Ready 相当) を目標とする
- ② 防災設備 自家用発電設備、電気自動車充電設備、太陽光発電設備等を検討する

(6) 建設の条件

- ① 事業スケジュール
令和 8 年度～令和 9 年度 基本設計及び実施設計【本業務】
令和 10 年度～令和 11 年度 建設工事・外構整備工事
※ただし、提案書によりスケジュールが変動する可能性がある。
- ② その他
別途選定する胎内市生涯学習施設整備事業アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務委託の受託者と協力体制を構築し、業務が円滑に執行するよう必要な調整を行うこと。

(7) 設計と条件の資料

- ・胎内市生涯学習施設整備基本構想 (以下、「基本構想」という。)
- ・胎内市生涯学習施設整備基本計画 (以下、「基本計画」という。)
- ・上記以外の設計条件の詳細については、本業務において指示する。

(8) 目標工事費

建 物	3,340,000 千円 (消費税相当額含む) 程度とする。
外 構	309,000 千円 (消費税相当額含む) 程度とする。
取付道路	258,000 千円 (消費税相当額含む) 程度とする。 ※上下水道引込含む

(9) 留意点

本業務委託は、「基本構想」「基本計画」に基づき設計を行う。

II 設計業務の仕様

1. 業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

(1) 一般業務

①基本設計

告示第8号の業務内容		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準等建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

②実施設計

告示第8号の業務内容		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 追加業務

業務内容	業務概要	備考
積算業務	<ul style="list-style-type: none"> ・積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集、見積検討資料の作成 ・設計書（工事費内訳明細書）の作成 	実施設計に含む
関係法令等に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続き及びこれに付随する詳細協議（手数料の納付は含まない。）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく確認申請に関する手続業務及びこれに付随する詳細協議 ・建築基準法に基づく構造計算適合性判定に関する手続業務 ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務 ・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に関する資料の作成及び手続き業務 ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成 ・その他必要な関係法令及び条例等に基づく申請関係資料の作成及び手続き業務 	実施設計に含む
透視図作成業務（アルミ枠・電子データ共）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥瞰パース（基本設計：2面、実施設計2面）A2判 ・外観パース（基本設計：2面、実施設計2面）A2判 ・内観パース（基本設計：2面、実施設計2面）A3判 	基本設計・実施設計に含む
模型製作	<p>【縮尺】協議による【模型材質】提案による</p> <p>【ケース材質】アクリル程度</p> <p>（展示用模型、ケース・写真撮影データ付）</p>	実施設計に含む
LCCO2算出業務	市有施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量（LCCO2）等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務	実施設計に含む
説明資料等の作成や支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明等に必要資料の作成（基本設計・実施設計の市民への説明含む） ・議会用説明資料の作成 ・各種庁内検討WGとの打合せ及び資料作成 ・広報に必要な資料の作成等の支援 	基本設計・実施設計に含む
ワークショップ等の実施支援業務	市民意見を聴取、集約するための設計ワークショップ等の実施（基本設計：4回程度）（企画及び資料作成、当日の運営、意見集約及び公表資料の作成）	基本設計に含む
概略工事工程表	概略工事工程表の作成	基本設計・実施設計に含む

省エネルギー計画書作成業務	省エネルギー計画書（ZEB 検討書）の作成	実施設計に含む
造成設計	<p>建築外構設計以外の整地設計、道路設計、排水設計等</p> <p>① 設計条件の検討、整理</p> <p>② 整地設計</p> <p>③ 防災設計（調整池設計）</p> <p>④ 道路設計</p> <p>※取付道路の詳細設計については別途とする。</p> <p>⑤ 排水設計</p> <p>⑥ 公園緑地設計</p> <p>⑦ 工事費積算</p>	実施設計に含む
都市計画法に基づく開発許可申請業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発許可事前協議 ・ 都市計画法第 3 2 条申請 ・ 都市計画法第 2 9 条申請 ・ 都市計画法第 3 6 条申請 ・ 都市計画法第 3 7 条申請 <p>協議先：胎内市地域整備課都市計画建築係</p>	実施設計に含む
道路法に基づく申請業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法の各申請 <p>協議先：胎内市地域整備課管理係</p>	実施設計に含む
森林法に基づく林地開発許可申請業務※許可は不要であるが新潟県と許可相当の協議を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発許可申請 <p>協議先：新潟県新潟地域振興局農林振興部農用地課</p>	事前協議は基本設計、その他は実施設計に含む
測量調査設計申請業務	<p>①地図転写、土地登記簿調査・・・1 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画準備 ・ 地図転写 ・ 土地登記簿調査 ・ 整理製図 <p>②4 級基準点測量・・・5 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画 ・ 選点 ・ 観測 ・ 計算整理 <p>③4 級水準点測量・・・0. 2 5 k m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画 ・ 選点 	基本設計に含む

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測 ・ 計算整理 ④現地測量 (S= 1 : 5 0 0) ・ 作業計画 ・ 細部測量 ・ 数値編集 ・ 数値地形図のデータファイルの作成 5)地区界測量 . . . 1 ha ・ 計画準備 ・ 踏査 ・ 現地立合 ・ 地区界点測量 ・ 計算整理 ⑤縦断測量 (直接水準) . . . 0. 5 k m ・ 観測 ・ 横断面図作成 ・ 点検整理 ⑥横断測量 (直接水準) P= 2 0 m . . . 0. 5 k m ・ 観測 ・ 横断面図作成 ・ 点検整理 ⑦【流域調査】縦断測量 (直接水準) . . . 0. 7 3 k m ・ 観測 ・ 縦断面図作成 ⑧【流域調査】横断測量 (直接水準) . . . 0. 7 3 k m ・ 観測 ・ 横断面図作成 ・ 点検整理 	
地盤調査業務	別途仕様書による	基本設計に含む

2. 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者

管理技術者は、下記の資格を有し、業務の技術上の管理又は履行の統轄を行うと共に設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

(2) 主任技術者

建築（意匠及び構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、下記の資格を有する主任技術者をそれぞれ 1 名ずつ選定し、配置する。

① 建築（総合）主任技術者

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

② 建築（構造）主任技術者

- ・ 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士

③ 電気設備主任技術者

- ・ 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士

④ 機械設備主任技術者

- ・ 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士

(3) 照査技術者

受託者は、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を配置すること。なお、照査技術者は管理技術者と兼ねることは出来ない。

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

(4) 履行体制

受託者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制(配置予定技術者)により当該業務を履行することとし、原則変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合は、発注者の了解を得たうえで、資格及び業務実績について同等以上の技術者に変更することができる。

4 貸与資料等

設計に際して必要な資料を貸与するものとし、詳細は契約後の協議による。設計が完了したときは速やかにこれを返却するものとする。

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計と条件および「適用すべき基準及び参考とすべき資料」（以下「適用基準等」という。）に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

- ③ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ④ 設計内容と設計と条件及び本プロポーザルにおける技術提案との整合を図るためのモニタリングを実施すること。
- ⑤ 施設整備に当たり、必要となる設備の検討と調整及び資料の作成を行うこと。(ブックディテクションシステム、デジタルサイネージ設備、防災設備など)
- ⑥ 庁内協議や議会説明、市民説明等の実施に当たり、円滑な合意形成のための説明資料作成や意見対応の検討などの必要な協力を行うこと。
- ⑦ 利用者が分かりやすいサイン計画を作成すること。(カウンターサイン、窓口案内サイン、外部サイン)
- ⑧ 各種補助金申請及び起債申請等に必要な各種補助的資料の作成に必要な協力を行うこと。
- ⑨ その他の関連する別途発注業務の検討内容について、適切に当該設計業務に反映すること。
- ⑩ その他、設計に必要な詳細な条件については、発注者と受注者において確認及び協議すること。
- ⑪ 本委託に関連して、発注者が別に委託を予定している胎内市生涯学習施設整備事業アドバイザー施設管理・運営計画策定業務委託の受託者と連携や調整を図ること。

(2) 適用基準等

適用基準等は、「別紙1 適用基準図書一覧」によるものとする。(最新版)

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとする。

① 建築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 各部設計の指針に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

(ア～オの詳細は別紙適用基準図書の一覧 ①建築による。)

② 設備

- ア 設計指針に関するもの
- イ 各部設計の指針に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

(ア～オの詳細は別紙適用基準図書の一覧 ②設備による。)

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他

(4) 提出書類

- ① 着手時
 - ・着手届
 - ・重要事項説明書
 - ・管理技術者及び主任担当技術者選任通知書
※プロポーザル応募時に提出した配置予定技術者調書を添付すること。
 - ・業務計画書
 - ・その他業務上必要となるもの
- ② 前払時(前払金を請求する場合)
 - ・前払い金申請書
 - ・請求書
 - ・保証書
- ③ 完了時
 - ・履行届
 - ・成果品引渡書
 - ・請求書
 - ・その他業務上必要となるもの

(5) 業務計画書

業務計画書は、次の内容を記載する。

- ① 業務工程表
- ② 作業項目別工程計画表
- ③ 打合せ計画表
- ④ 業務実施体制

(6) 業務の履行にあたっての条件等

- ① 基本設計成果品の提出
提出期限 令和9年3月31日
- ② 実施設計成果品の提出
委託期間内に各種申請手続の許認可、受理等を完了させることを考慮し、監督員と協議のうえ適切な提出期限を設定すること。
- ③ 成果品の提出場所

④ 成果品の取り扱いについて

提出された原図及び CAD データについては、その写しもしくはその PDF データを入札に係る資料として貸与もしくは公開に利用することがある。

また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

⑤ 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

・写真は市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

・次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

a) 写真を公表すること。

b) 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

⑥ 引渡し前における成果品の仕様等について

仕様書に提出時期の規定がある場合又は監督職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、発注者は履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

(7) 委託料の支払い条件(債務負担行為に係る複数年度契約)

① 前金払

委託料の30%以内とする。

② 部分払

部分払は行わない。

③ 完了払

完了後に支払う。

(8) その他

業務の実施にあたっては、下記による。

① 関係する法令及び条例等の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督員の指示によるものとする。

② 現地の交通状況等周辺状況を十分調査把握し、給水、排水、ガス、電気設備等について関係機関と十分打合せを行い、監督員と常に緊密に連絡協議をするものとする。

③ 建設費並びに将来的な光熱水費を含めた維持管理費について、コスト縮減に留意するものとする。

④ 基本設計時における概算予定工事費の算定にあたっては、類似する複数の物件

の工事単価を調査するなど、適格な算定を行うものとする。

- ⑤ 内訳書については、国庫補助金にかかる項目を分けて計上するものとし、項目については市の指示による。
- ⑥ 積算数量計算書は計算ソフト等を使用し、容易に修正可能とすること。また、計算に使用した理論、公式、適用基準並びにその計算過程を明記すること。
- ⑦ 市民を対象に必要なに応じて設計説明会を実施する。開催は、平日夜もしくは土日となる場合がある。
- ⑧ 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議するものとする。
- ⑨ 確認申請手続、構造計算適合性判定申請書ほか申請に伴う手数料は原則発注者が負担する。ただし、設計の不備による再申請手数料は受注者が負担すること。

5 成果図書

(1) 設計図書等

「別紙2 成果図書一覧」を参考として、監督員と協議の上、必要となる成果図書を作成・提出するものとする。

作成にあたり材料等の名称は、「別紙1 適用基準図書の一覧」に掲げる標準若しくは共通仕様書、日本建築学会、JIS及びJAS等に使用されている名称を使用するものとする。

(2) 設計説明書

成果図書一覧に掲げる設計説明書に下記事項及び監督員の指示した事項を記入の上、関連する資料とともに監督員に提出するものとする。

適用	項目	適用	項目
○	設計要旨及び設計概要	○	景観計画
○	法令調書	○	色彩計画
○	動線計画	○	外構計画
○	建築計画	○	植栽計画
○	構造計画	○	雨水排水計画
○	設備計画	○	防犯計画
○	防災計画	○	コスト縮減計画(比較表等)
○	サイン計画		
○	工程計画		

(3) 設計図

- ① 基本設計図は、「別紙2 成果図書一覧(1)基本設計」に掲げる内容を作成するものとする。
- ② 実施設計図は、「別紙2 成果図書一覧(2)実施設計」に掲げる内容を作成するものとする。

- ③ 表示年月日は、提出時の年月とする。
- ④ C A Dデータは監督員と協議するものとする。

(4) 工事費内訳書の作成

- ① 工事費内訳書の作成は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事内訳書作成要領」により行う。
- ② 用語は仕様書及び設計図と一致させる。
- ③ 編成は、下記を標準とする。
 - (ア) 表紙
 - (イ) 総括表
 - (ウ) 工事別直接工事費内訳書
 - (エ) 共通費内訳書
- ④ その他監督員の指示によるもの。

(5) 見積書

- ① 専門業者等への見積(以下「業者見積り」という。)に際して、見積り先は発注者の承諾を得ること。
- ② 提出された見積は整理整頓し、委託の成果品とすること。
なお、本設計業務委託に係る工事の発注年度が、本設計業務委託の履行年度と異なる場合において、関係工事の業者見積りの再徴取が必要となる場合、受託者は、業者見積りの再徴取に協力するものとする。

6 秘密の保持

受託者は、作成する設計図書およびそれに係わる資料並びに市から提供を受けた関連資料を当該設計に携わる者以外に漏らしてはならない。特に積算に関する資料については、厳重な管理をしなければならない。

7 再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書(以下「契約書」という。)第6条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

適用基準図書の一覧

① 建築

ア 設計指針に関するもの

- (ア) 建築設計基準及び同解説書
- (イ) 官庁施設の基本的性能基準
- (ウ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (エ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準

イ 設計図書作成に関するもの

- (ア) 建築工事設計図書作成基準

ウ 各部設計の指針に関するもの

- (ア) 建築構造設計基準及び同解説書
- (イ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説書
- (ウ) 建築構造設計基準及び建築構造設計基準の資料

エ 設計図書の一部として作成されているもの

- (ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編
- (イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編
- (ウ) 公共建築物木造工事標準仕様書
- (エ) 擁壁設計標準図
- (オ) 敷地調査共通仕様書
- (カ) 建築工事標準詳細図
- (キ) 建築物解体工事共通仕様書・同解説

オ 建築積算に関するもの

- (ア) 公共建築工事積算基準
- (イ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編
- (ウ) 建築数量積算基準・同解説
- (エ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編
- (オ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編
- (カ) 建築工事標準歩掛

② 設備

ア 設計指針に関するもの

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- (エ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (オ) 建築設備耐震設計・施工指針
- (カ) 建築設備設計・施工上の運用指針
- (キ) 防災設備に関する指針
- (ク) 昇降機技術基準の解説
- (ケ) 給排水設備技術基準・同解説
- (コ) 換気・空調設備技術基準・同解説
- (サ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- (シ) 建築物における電気設備の浸水ガイドライン(国土交通省)

イ 設計図書の作成に関するもの

- (ア) 建築設備設計計算書作成の手引き

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- (ア) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (イ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (ウ) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- (エ) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (オ) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (カ) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

エ 積算に関するもの

- (ア) 公共建築工事積算基準
- (イ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編
- (ウ) 建築設備数量積算基準・同解説
- (エ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編

※上記資料等は必ず最新版を使用する。

成果図書一覧

監督員と協議の上、図面名称の変更や集約をできることとし、発注側に帰する事由による設計条件の変更がない限り、図面に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。

(1) 基本設計

① 一般業務

(下記を参考として、必要となる成果図面を提出する。)

成果品	製本形態等	備考
建築(総合)		
建築(総合)基本設計図書		
設計説明書	A 3 判二つ折り製本 2部	
基本設計図	A 3 判バラ 3部	
仕上表	A 3 判二つ折り製本 2部	
面積表及び求積図	データ共	
現況図		
敷地案内図		
配置図		
平面図		
断面図		
立面図		
工事費概算書	協議による	
仮設計画概要書	A 3 判バラ 3部	
建築(構造)		
建築(構造)基本設計図書		
構造計算説明書	A 3 判二つ折り製本 2部	
電気設備		
電気設備基本設計図書		
電気設備設計説明書	A 3 判二つ折り製本 2部	
工事費概算書	協議による	
機械設備		
機械設備基本設計図書		
機械設備設計説明書	A 3 判二つ折り製本 2部	
工事費概算書	協議による	

その他		
昇降機設備	A 3 判二つ折り製本	2 部
外構工事	A 3 判二つ折り製本	2 部
資料		
各種技術資料、比較検討書	A 3 判二つ折り製本	2 部
各記録(関係機関等協議記録等の議事録作成を含む)	A 3 判二つ折り製本	2 部
交付金申請のための各年度毎の工事費概算書等必要資料	協議による	
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築(構造)の成果品は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。 ● 電気設備及び機械設備の成果品は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。 ● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ● 全ての成果品は、原則データでも納品する。 ● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。 		

② 追加業務

成果品	製本形態等	
その他		
透視図	カラー鳥瞰パース	A2判 2面 アルミ製額縁付き
	カラー外観パース	A2判 2面 アルミ製額縁付き
	カラー内観パース	A3判 2面
模型	縮尺1/300程度、ケース付き、1点 カラー写真	
ワークショップ等資料	A4判またはA3判 詳細は監督員の指示による。	
概略工事工程表	1部	
測量調査設計図書一式	2部	
地盤調査結果報告書	地質調査業務特記仕様書による	
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての成果品は、原則データでも納品する。 ● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。 		

(2) 実施設計

① 一般業務

(下記を参考として、必要となる成果図面を提出する。)

成果品	製本形態等	備考
共通(設計図)		
共通設計図等		
表紙 図面目録 工事概要 工事区分表 特記仕様書 敷地案内図 配置図 面積表・面積計算表 法規チェックリスト	A 1判折図(A 4 袋詰) 1部 A 3判二つ折り製本 3部 C A Dデータ・P D Fデータ共	
建築(総合)		
建築(総合)設計図		
仕上表 平面図 立面図 断面図 各部伏図 矩計図 各部詳細図 室内展開図 建具表 家具表 仮設計画図	A 1判折図(A 4 袋詰) 1部 A 3判二つ折り製本 3部 C A Dデータ・P D Fデータ共	
工事費概算書	1部	
建築(構造)		
建築(構造)設計図		
仕様書 構図伏図 軸組図 各部構造リスト 各部構造詳細図 土質柱状図	A 1判折図(A 4 袋詰) 1部 A 3判二つ折り製本 3部 C A Dデータ・P D Fデータ共	
構造計算説明書	3部	
認定申請書(資料の作成)		建築物

電気設備		
電気設備設計図		
電灯設備	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部	
動力設備	A 3 判二つ折り製本 3 部	
雷保護設備	C A D データ・P D F データ共	
受変電設備		
発電設備		
各種弱電設備		
映像・音響設備		
火災報知設備		
構内配電線路		
構内通信線路		
工事費概算書	1 部	
電気設備計算書	1 部	
機械設備		
空気調和設備設計図		
空気調和設備	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部	
換気設備	A 3 判二つ折り製本 3 部	
排煙設備	C A D データ・P D F データ共	
自動制御設備		
空気調和設備計算書	1 部	
ガス設備設計図		
ガス設備	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部	
	A 3 判二つ折り製本 3 部	
	C A D データ・P D F データ共	
衛生設備設計図		
衛生器具設備	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部	
給水設備	A 3 判二つ折り製本 3 部	
排水設備	C A D データ・P D F データ共	
給湯設備		
消火設備		
散水設備		
さく井設備		
衛生設備計算書	1 部	
機械設備工事費概算書	1 部	

その他		
昇降機設備図	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部 A 3 判二つ折り製本 3 部 C A D データ・P D F データ共	
外構設備図		
外構計画図 部分詳細図	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部 A 3 判二つ折り製本 3 部 C A D データ・P D F データ共	
意匠図 構造図 設備機器リスト 仮設計画図	A 1 判折図(A 4 袋詰) 1 部 A 3 判二つ折り製本 3 部 C A D データ・P D F データ共	
全体共通		
実施設計チェックリスト	1 部	
確認申請図書		
交付金申請のための各年度毎の 工事費概算書等必要資料	協議による	
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 指定されたものを除き、設計図は A 2 判、その他の計算書や資料等は A 4 判を基本とする。 ● 全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。 ● 建築(構造)の成果品は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に入れることができる。 ● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。 		

②追加業務

成果品	製本形態等
積算業務	
建築積算 工事費内訳書 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 (下地・仕上げチェックリスト含) 見積書等関係資料	1部
電気設備積算 工事費内訳書 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 見積書等関係資料	1部
機械設備積算 工事費内訳書 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 見積書等関係資料	1部
透視図	カラー鳥瞰パース A2判 2面 アルミ製額縁付き カラー外観パース A2判 2面 アルミ製額縁付き カラー内観パース A3判 2面
確認申請手続	2部
各種許認可申請手続	2部
省エネルギー関係	2部
リサイクル関係	1部
概略工程表	1部
日影図	2部
テレビ電波関係	2部
ワークショップ等資料	A4判またはA3判 詳細は監督員の指示による。
造成設計図	A1判折図(A4袋詰) 1部 A3判二つ折り製本 3部 CADデータ・PDFデータ共
開発許可申請一式	2部
(注)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 指定されたものを除き、設計図はA2判、その他の計算書や資料等はA4判を基本とする。 ● 全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。 ● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。 	